

国立大学法人鹿屋体育大学情報公開規則

〔平成13年3月15日〕
規則第7号

改正 平成16年4月1日
規則第14号
平成17年3月22日
規則第3号
平成25年2月26日
規則第5号
平成28年4月22日
規則第18号
平成29年5月23日
規則第14号
平成31年4月19日
規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「施行令」という。）に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって本学の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「法人文書」とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本学の役員又は職員が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、情報公開法第2条第2項各号に規定するものを除く。

(開示請求権)

第3条 何人も、本学に対し、本学の保有する法人文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第4条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、第1号様式による書面（以下「開示請求書」という。）を本学に提出してしなければならない。

2 本学は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(法人文書の開示義務)

第5条 本学は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当

該法人文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員（行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1)の2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号。

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの

ロ 本学の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 本学の内部又は本学と国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 本学の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本学の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第6条 本学は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

- 第7条 本学は、開示請求に係る法人文書に不開示情報（第5条第1項第1号の2に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

- 第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、本学は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第9条 本学は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、第2-1号様式又は第2-2号様式による書面により通知しなければならない。
- 2 本学は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、第3号様式による書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第10条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、本学は、開示請求者に対し、遅滞なく、第4号様式による書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第11条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本学は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本学は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、第5号様式による書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第12条 本学は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は開示請求者に対し、第6号様式による書面により通知しなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）

第13条 本学は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第3条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、本学は、開示請求者に対し、第6号様式による書面により通知しなければならない。

- (1) 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 開示請求に係る法人文書が行政機関（行政機関情報公開法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）により作成されたものであるとき。
- (3) その他行政機関の長において行政機関情報公開法第10条第1項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、本学は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他施行令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、第7号様式による書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情

報が第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるとき。
(2) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第7条の規定により開示しようとするとき。

- 3 本学は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、本学は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、第8号様式による書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して学長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、本学は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 学長は、行政機関情報公開法第14条第1項の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、第9号様式による書面により本学に申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第9条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内限り、本学に対し、更に開示を受ける旨を第10号様式による書面により申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書きの規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）

第16条 本学は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第17条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、本学の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を、現金又は振込により納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第16条第1項の手数料の額を参酌して、学長が定める。
- 3 本学は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第16条第3項の規定に基づく施行令の規定を参酌して本学の定めるところにより、第1項の手数料を

減額し、又は免除することができる。

4 本学は、前3項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第50条第2項の規定は、適用しない。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第19条 本学は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該法人文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 本学は、前項の規定により諮問をした場合には、次に掲げる者に対し、第11号様式による書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次項第2号において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る法人文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る法人文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報提供)

第20条 本学は、その保有する次に掲げる情報であって施行令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの

利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとする。

(1) 本学の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

(2) 本学の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

(3) 本学の出資又は拠出に係る本学その他の施行令で定める本学に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、本学は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(法人文書の管理に関する定め)

第21条 法人文書の管理については、別に定める。

(公開基準)

第22条 本学は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定により、第9条に規定する開示決定等をするに当たっての判断のために必要な具体的基準を別に定め、公開するものとする。

(意見聴取等)

第23条 本学は、開示請求があった場合に必要と認めるときは、鹿屋体育大学総務委員会に意見を求めることができる。

2 この規則の運用に係る事務の取りまとめについては、総務課において行う。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平16.4.1規則第14号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17.3.22規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平25.2.26規則第5号）

この規則は、平成25年2月26日から施行する。ただし、第5条第4号への規定については平成25年4月1日から適用する。

附 則（平28.4.22規則第18号）

この規則は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平29.5.23規則第14号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平31.4.19規則第11号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

法人文書開示請求書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<p>法人文書の名称又は知りたい内容等 [請求に係る法人文書が特定できるよう、具体的に記入してください。]</p>	
<p>備考（希望があれば記入してください。） [①求める開示の実施の方法 ②本学の施設における開示の実施を求めるか、又は写しの送付を求めるかの別について記入してください。]</p>	<p>①開示の実施方法 1 閲覧、 2 写しの交付、 3 その他 ()</p> <p>②希望する方に○を付してください。 イ本学の施設における開示の実施を求める（この場合、希望日を記入してください。） 令和 年 月 日 () 時 分 令和 年 月 日 () 時 分 ロ 写しの送付による開示の実施を求める。</p>

(以下は記入不要)

受理年月日	令和 年 月 日	受付担当	情報公開担当 (0994)46-4818
決定期限	令和 年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円 × 件		円

屋体大総第 号
令和 年 月 日

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

<p>開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別</p>	<p>1) 開示請求書に記載する方法で開示の実施ができる。 2) 開示請求書に記載する方法では開示の実施ができない。 実施ができない理由：</p>
<p>求めることができる開示の実施の方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額（減額又は免除に係る事項を含む。）</p>	<p>予想される開示実施手数料の額： 円</p>
<p>本学の施設において開示を実施できる日時及び場所 〔別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択して記入してください。〕</p>	<p>1) 令和 年 月 日 () 時 分 2) 令和 年 月 日 () 時 分 3) 令和 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：</p>
<p>写しの送付の方法による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額</p>	<p>準備に要する日数 日 郵送料の額 円</p>

- ① 不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください
- ② この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」（第9号様式）に記入し、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示の実施の方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料である場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を提出する必要はありません。
- ③ 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納付するか、開示実施日までに送付するようお願いいたします（金額は、後日改めて連絡します。）。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

法人文書部分開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示できない部分及び開示できない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書に記載する方法で開示の実施ができる。 2) 開示請求書に記載する方法では開示の実施ができない。 実施ができない理由：
求めることができる開示の実施の方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額（減額又は免除に係る事項を含む。）	予想される開示実施手数料の額： 円
本学の施設において開示を実施できる日時及び場所 〔別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択して記入してください。〕	1) 令和 年 月 日 () 時 分 2) 令和 年 月 日 () 時 分 3) 令和 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：
写しの送付の方法による開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日 郵送料の額 円

- ① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ② 不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。
- ③ この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」（第9号様式）に記入し、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示の実施の方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料である場合に限る。）は、「開示の実施方法の申出書」を提出する必要はありません。
- ④ 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納付するか、開示実施日までに送付するようお願いいたします（金額は、後日改めて連絡します。）。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

法人文書不開示決定通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

- ① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ② 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

法人文書開示決定延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	令和 年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	令和 年 月 日
延長の理由	

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

法人文書開示決定特例延期通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	令和 年 月 日
相当部分を除いた 決定期間を延長する 残りの部分	
残りの部分に係る 決定を延長する期間	日間
残りの部分に係る 延長後の決定期限	令和 年 月 日
延期の理由	

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
事案の移送先の独立行政法人等(行政機関の長)名及び担当	担 当 住 所 〒 電話番号 () ー
事案を移送した理由	

不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL 0994-46-4818）に御連絡ください。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定により開示の請求がありましたので次のとおり通知します。

については、この情報の開示の当否について御意見がある場合は、書面によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
適用条項及びその理由	
請求年月日	令和 年 月 日
開示又は不開示の決定の予定年月日	令和 年 月 日
意見書提出先	鹿屋体育大学総務課 住所：〒 891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 (電話番号：(0994) 46-4818)
意見書提出期限	令和 年 月 日

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものと判断いたします。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

第三者に係る法人文書開示決定通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

あなたに関する情報が記録されている法人文書の開示請求について、先に御意見をいただきましたが、このたび開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	令和 年 月 日

- ① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鹿屋体育大学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ② 不明な点がある場合には、情報公開担当（TEL0994-46-4818）に御連絡ください。

令和 年 月 日

開示の実施方法の申出書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号（ ） -

令和 年 月 日付け屋体大総第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、次のとおり開示の実施を受けたいので申し出ます。

<p>開示の実施の方法</p> <p>〔開示・部分開示決定通知書に記載する「求めることができる開示の実施の方法」から選択して記入してください。〕</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。</p>	<p>1) 開示の実施の方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施の方法</p>
--	---

（以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>（開示の実施を求める部分）</p>
<p>イ 本学の施設において開示の実施を希望する。</p>	<p>（開示の実施を希望する日）</p> <p>令和 年 月 日（ ） 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>（写しの送付先（上記の住所又は居所と同じときは記入は不要です。））</p> <p>〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納付方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納付する。</p> <p>2) 開示実施前までに送付する。</p>

開示請求書のとおり開示の実施を求める場合（開示実施手数料が無料である場合に限る。）は、本書を提出する必要はありません。

令和 年 月 日

更なる開示の申出書

国立大学法人鹿屋体育大学 様

ふりがな
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 〒

電話番号 () -

令和 年 月 日付け屋体大総第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、令和 年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示実施を受けたいので、申し出ます。

<p>開示の実施の方法 開示・部分開示決定通知書に記載する「求めることができる開示の実施の方法」から選択して記入してください。 なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施の方法を記入してください。</p>	<p>1) 開示の実施の方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施の方法</p>
--	---

（以下については、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。）

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>（開示の実施を求める部分）</p>
<p>イ 本学の施設において開示の実施を希望する。</p>	<p>（開示の実施を希望する日） 令和 年 月 日 () 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>（写しの送付先（上記の住所又は居所と同じときは記入は不要です。）） 〒</p>
<p>エ 開示実施手数料の納付方法</p>	<p>1) 開示実施日に開示実施場所で納付する。 2) 開示実施前までに送付する。</p>

正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

屋体大総第 号
令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

様

国立大学法人鹿屋体育大学 印

令和 年 月 日付けで審査請求のありましたことについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求に係る 法人文書の名称 又は内容	
諮問した年月日	令和 年 月 日
諮 問 の 内 容	

不明な点がある場合には、情報公開担当（Tel 0994-46-4818）に御連絡ください。